

6 ケガや病気になったら



あなたがケガをしてしまったり、具合が悪いときには、がまんしないですぐに話してね。手当てや看病してくれるし、病院にも連れて行ってくれるよ。

あなたもできるだけ好ききらいせず、何でも食べたり、運動したりして、健康に気をつけよう。

お父さん、お母さんがいろいろな理由であなたと、いっしょに生活することができないとき、あなたには、お父さん、お母さんにかわって面倒をみってくれる人が必要なんだ。

あなたが安心して、しあわせに生活できるように。あなたの権利を守るために、たくさんの人が協力して、たくさんの人々の力で、あなたは育てられるんだよ。

7 家族に会いたいと思ったら

家族と会ったり、連絡したり、ときには出かけていって泊まってくることもできるよ。

でも、あなたの家族の状況によって、できることや回数はそれぞれ違うので、いっしょに生活している大人の人や、児童相談所の職員に相談してね。

あなたが会いたくないときには会わなくてもいいんだよ。

お父さん、お母さんは、いろいろな理由があって、大切なあなたに、施設や里親さんの家で生活してもらうことにしたんだ。

お父さん、お母さんが、今はあなたにしてあげられないことを、いっしょに生活するみんながしてくれるよ。

だから、ここで暮らすみんなも、あなたの「家族」なんだ。



8 ひみつ 秘密にしておきたいこと



いっしょに生活するみんなや、児童相談所の職員は、
あなたが秘密にしておきたいことを守ってくれるよ。

あなたの手紙や日記などを、勝手に見られたりする
ことはないんだ。

だからあなたも、他の人が秘密にしておきたいと
思うことは、きちんと守ってあげてね。

9 こうこう 高校などへも通えるよ

あなたが中学校を卒業して、入学試験に合格すれば、
この場所から高校などへも通うことができるよ。

あなたが希望する道へ進めるように、みんなが応援
してくれるよ。

あなたの将来を決める大事なことで、いっしょ
に生活している大人の人や、学校の先生ともよく話し
合ってね。



10 いつまでここで生活できるのかな

あなたがここにきたときの事情が変わって、安心して家族と暮らせるようになったり、仕事をして自分の力で生活できるようになったりすると、ここから離れて暮らすこともできるよ。

このことはとても大切なことなので、いっしょに生活している大人の人や児童相談所の職員、家族ともよく話し合ってね。

ここを出た後でも、困ったことや話したいことがあれば、いつでも相談しにきてね。

施設や里親家庭から離れた子どもたちのための相談窓口もあるよ。
生活相談、就労相談の他、温かい食事を囲みながら交流会も行っているよ。

11 ここを出ても見守っているよ

いつの日かあなたは、この場所から巣立って、新しい生活、新しい人間関係を作る日がくるかもしれないね。

この場所で暮らす期間は、子どもによって様々。
短い間だけ過ごす子ども、赤ちゃんのときから大人になるまでの長い間、ここで暮らしていく子どももいるんだ。

でもみんな、社会に羽ばたき、自分の役割を担うときがくるんだ。それは、ここで暮らしているあなたも、他の子どもたちも、みんな同じだよ。

この場所を出ることになっても、みんなが、あなたのことを思っているよ。
心のつながりは続くんだ。

だってあなたは、とても大切な存在なんだから。

12 あなたの将来のこと

実は、お父さん、お母さんと違う場所で生活している子どもはたくさんいるんだ。

違う場所で生活することになった理由は、子どもによっていろいろな理由があるよ。だから、この場所から巣立つ日のことについても、それがいつなのか、どうしてそうなるのかは、みんな違うんだ。

たくさんの子どもの中には、お父さん、お母さんと一緒に生活できるようになったから、施設や里親さんの家から、お父さん、お母さんのお家に帰る子どももいるよ。

中には、学校を卒業して一人ぐらしできるまで施設や里親さんの家でずっと暮らしていく子どももいるんだ。

将来、あなたははどうしたいかな？ 考えてみてね。



13 もし虐待をされたら

どんなことがあっても、いっしょに生活している人が、あなたに虐待をしてはいけないんだ。

虐待ってどんなこと？

たたかれたり、
けられたりすること、
暴力をふるわれること
(身体的虐待)

胸や性器などをさわられる、
みせられるなどの
性的な行為をされたり、
させられたりすること
(性的虐待)

お腹が空いてもご飯を
用意してもらえなかったり、
長い時間お世話をしてもらえ
なかったりすること
(ネグレクト)

心が傷つくようなことを
言われたり、
無視されたり、
差別されたりすること
(心理的虐待)



虐待かもって思ったら、ひとりで
悩まないで、相談してね。電話で
相談ができるよ。(相談先は次のペ
ージにあるよ)

電話に出た人に「私は〇〇〇とい
うところで暮らしています。虐待をさ
れたのでお電話しました。担当の人
をお願いします。」と言ってね。

相談したらどうなるの？

あなたが虐待されることがないように、また、困ったときには
解決できる方法を考えて行動するよ。

もし、あなたが相談したことで心配なことがあれば、その
ことも伝えよう。心配なことがないように、いっしょに考える
からね。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



困ったときに相談するところ

大人の人から虐待を受けたり、他の子どもからいじめられたり、
いやなことをされて、まわりに話しづらいときは相談してね。
どこに相談しても大丈夫だからね。

沖縄県の児童相談所(子どもについての相談を受けるところ)
相談時間 月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)8:30～17:15

沖縄県中央児童相談所 電話(098)886-2900
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-404-2

沖縄県中央児童相談所宮古分室 電話(0980)75-6505
〒906-0012 宮古島市平良字西里1125(沖縄県宮古合同庁舎2F)

沖縄県中央児童相談所八重山分室 電話(0980)88-7801
〒907-0002 石垣市字真栄里438-1(沖縄県八重山合同庁舎1F)

沖縄県コザ児童相談所 電話(098)937-0859
〒904-2143 沖縄市知花6-34-6

おきなわ子ども虐待ホットライン 電話(098)886-2900
相談時間 月～金 17:15～翌朝8:30
★土・日・祝日・年末年始は24時間受付

沖縄県消費生活センター 電話(098)863-9214
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 行政棟1F(北側)
相談時間 月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

沖縄県消費生活センター宮古分室 電話(0980)72-0199
〒906-0012 宮古島市平良字西里1125(沖縄県宮古合同庁舎1F)
相談時間 月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

おきなわけん しょうひせい かつ やえやまぶんしつ でんわ
沖縄県消費生活センター八重山分室 電話(0980)82-1289
 いしがきしあざまえざと おきなわけん やえやまごうどうちようしゃ
 〒907-0002 石垣市字真栄里438-1(沖縄県八重山合同庁舎1F)
 そうだんじかん げつ きん ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 相談時間 月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

おきなわけん せいしやうねん こ かていか しせつ さとおや しどう
沖縄県青少年・子ども家庭課(施設や里親の指導をするところ)
 でんわ
 電話(098)866-2174
 そうだんじかん げつ きん ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 相談時間 月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)8:30～17:15

こ じんけん ばん でんわ つうわりようむりよう
子ども人権110番 電話 0120-007-110 (通話料無料)
 そうだんじかん げつ きん ど にち しゅくじつ のぞ
 相談時間 月～金(土・日・祝日を除く)8:30～17:15

こ わかも の そうだん
子ども若者みらい相談プラザsorae(ソラエ)
 ◎中部・南部・離島圏域在住の方(ソラエ(なは))
 でんわ
 電話(098)943-5335
 そうだんじかん か ど にち げつ しゅくじつ のぞ
 相談時間 火～土(日・月・祝日等を除く)10:00～18:00
 ◎北部(伊江村、伊平屋村、伊是名村含む)圏域在住の方(ソラエ(なご))
 でんわ
 電話(0980)43-8300
 そうだんじかん げつ きん ど にち しゅくじつ のぞ
 相談時間 月～金(土・日・祝日等を除く)10:00～17:00

おやこでんわ そうだん おきなわけん きやういっく ちやうしやうがいがくしやうしんこうか でんわ
親子電話相談(沖縄県教育庁生涯学習振興課) 電話(098)869-8753
 そうだんじかん げつ きん ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 相談時間 月～土(日・祝日・年末年始を除く)9:00～22:00

じかん こ でんわ つうわりようむりよう
24時間子どもSOSダイヤル 電話 0120-0-78310(通話料無料)

こ なや ごと ばん おきなわけん ごしかい でんわ
子どもの悩み事110番(沖縄弁護士会) 電話(098)866-6725
 そうだんじかん げつ しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 相談時間 月(祝日・年末年始を除く)16:00～19:00

そうだんしつ でんわ
アフターケア相談室 にじのしずく 電話(098)996-3182
 なはししゅりいしめちやう
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町2-66-1 スカイマンション107
 そうだんじかん にち きん ど しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 相談時間 日～金(土・祝日・年末年始を除く)9:00～20:00



じどう けんり かん じやうやく こ けんり じやうやく 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)について

こ けんり じやうやく にほん きやうかいしやうやく
 ■ **子どもの権利条約** 日本ユニセフ協会抄訳より ■

ねん せかいじゅう こ まも おお みかた
 1989年、世界中の子どもたちを守る大きな味方ができたんだ!



こ けんり じやうやく 子どもの権利条約

こ けんり じやうやく はしら
 子どもの権利条約には、4つの柱があるといわれているよ。

こ いちばん なに
 どれも、子どもにとって一番いいことは何かということをも

かんが いて
 考えなければならぬと言っているんだ。

にほん ねん じやうやく まも ちか
 日本も1994年にこの条約を守ると誓ったよ。

い けんり ■ 生きる権利

ふせ びやうき いのち うば
 防げる病気などで命を奪われないこと。

びやうき ちりよう う
 病気やケガをしたら治療を受けられることなど。

そだ けんり ■ 育つ権利

きやういっく う やす あそ
 教育を受け、休んだり遊んだりができること。

かんが しん じゆう まも じぶん そだ
 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

まも けんり ■ 守られる権利

しゆるい ぎやくたい さくしゅ まも
 あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

しょうがい こ しょうすうみんぞく こ とくべつ まも
 障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

さんか けんり ■ 参加する権利

じゆう いけん あらわ あつ つく じゆう かつどう
 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

■ 以下、条文(要約)より抜粋 ■

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。

国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表

す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

ただし、他の人に迷惑をかけてはなりません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれたほうが、その子どもにとってよいときには、かわりの保護者や

家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第23条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこででの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校へ行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

沖縄の子どもを守るための約束事もあるよ！

沖縄の子どもたちを守るために、「沖縄県 子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」ができたんだ！

子どもの権利を大切にして、虐待から守るための約束事が書かれているよ。

■ 以下、条文(要約)より抜粋 ■

第3条

全ての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することとその他の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

★ あなたの記録 ★

あなたの名前

★ 年 月 日、あなたは()にきました。

★ そのとき、あなたは、 歳 ヶ月でした。

★ そのとき、あなたは、身長 cm、体重 kgでした。

★ ここにきた理由

★ あなたの家族のこと

■ 説明した日 年 月 日

■ 説明した人の名前

★ 自由スペース ★